

処方・調剤・保険請求の Q&A 日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、

医師または患者さんに聞かれて困ったこと、

医師に疑義照会して対応したが

いま一つ納得できないこと、ありませんか？

皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。

「質問の募集」要項は52頁にあります。

なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。

電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

また、特殊なケースの質問は

採用されないこともありますので予めご了承ください。

今月は、2006年4月に改正された調剤報酬点数表に関する主な事項について説明します。

Q1 調剤基本料は、どのように変更されたのですか。

A1 患者の視点を重視するという観点から、前回の調剤報酬改定に引き続き、2006年度改定においても調剤基本料の区分の簡素化が図られました(表1、図1)。

2006年3月までは、調剤基本料1～3の3区分(49点、39点、21点)でしたが、2006年4月1日からは「調剤基本料」として点数は42点に一本化され、1区分となりました。ただし、処方せんの受付回数が平均月4,000回を超え、かつ、特定の保険医療機関からの処方せん集中度が70%

表1 調剤基本料の変更点

旧(～2006年3月)	新(2006年4月～)
調剤基本料1 〔月4,000回以下、集中度70%以下〕 49点	調剤基本料 42点 ※ただし、処方せん受付回数が月4,000回超、集中度70%超の保険薬局の場合は19点
調剤基本料2 〔月4,000回超、集中度70%超〕 21点	
調剤基本料3 〔上記以外(※)〕 39点 ※ただし、処方せん受付回数が多い上位3医療機関からの処方せん受付回数の合計が80%以下の場合は49点	

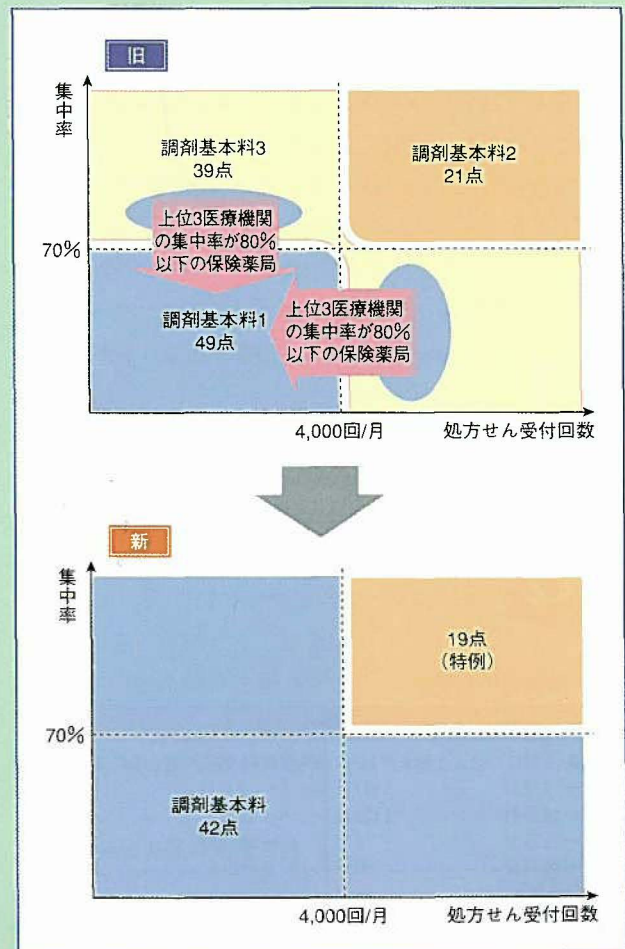


図1 調剤基本料の考え方

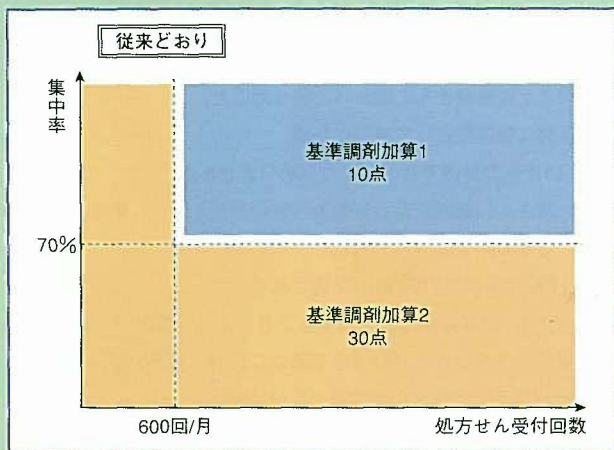


図2 基準调剂加算の考え方

を超えている保険薬局においては、経営面での効率性が良いなどの理由から、特例的な取り扱いとして19点に見直されました。

このように、2006年度改定において调剂基本料は基本的な考え方として一本化されましたが、特例的な取り扱いまで含めると、実質的には2区分となります。调剂基本料のあり方については、完全に一本化すべきとの指摘もあることから、次回改定に向けて検討すべき課題であるとも言えるでしょう。

なお、基準调剂加算1および2については、まったく変更がありません。従来どおりの届出基準となります(図2)。

Q2 调剂料は、どのように変更されたのですか。

A2 调剂に係るコスト調査の結果を踏まえ、手間にかかる调剂業務については評価(点数)

表2 调剂料の変更点

旧(～2006年3月)		新(2006年4月～)	
内服薬(1剤につき、3剤まで)			
1～7日目	5点/日	1～7日目	5点/日
8～14日目	4点/日	8～14日目	4点/日
15～21日分	70点	15～21日分	68点
22～30日分	80点	22日分以上	77点
61日分以上	88点		
浸煎薬(1调剂につき)	120点	浸煎薬(1调剂につき)	190点
湯薬(1调剂につき)	120点	湯薬(1调剂につき)	190点

が引き上げられました。しかしその一方で、長期投薬に係る内服薬の評価は引き下げられ、さらに区分の簡素化が図られました(表2)。

具体的には、内服薬の長期投薬部分に係る各区分の点数を引き下げるとともに、3区分から2区分へと簡素化しました。浸煎薬および湯薬の调剂料については、120点から190点へと評価を大幅に引き上げています。

Q3 薬剤情報提供料は、どのように変更されたのですか。

A3 かかりつけ薬局機能の適正な推進を図る観点から、薬剤情報提供料の評価対象を薬剤手帳に限定するとともに、文書による薬剤情報提供については、「薬剤服用歴管理料」(旧：薬剤服用歴管理・指導料)の中で評価されることとなりました(表3、図3)。

表3 薬剤情報提供料の変更点

旧(～2006年3月)		新(2006年4月～)	
薬剤情報提供料1(月4回まで)	17点	薬剤情報提供料(月4回まで)	15点
薬剤情報提供料2(月1回まで)	10点	(廃止→薬剤服用歴管理料に統合)	

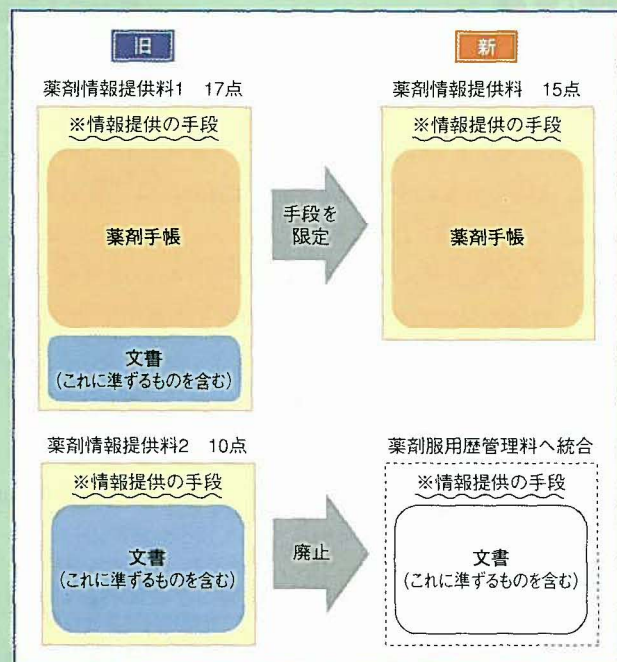


図3 薬剤情報提供料の考え方

2006年3月まで、調剤報酬点数表における薬剤情報提供料は、薬剤手帳と文書による「薬剤情報提供料1」と、文書のみによる「薬剤情報提供料2」の2区分が設けられていました。しかし、文書による薬剤情報提供については、処方せんによる調剤の中に含まれる当然の業務であることなどの理由から、2006年4月以降は管理・指導の中で評価するものとして整理され、これまでの「薬剤情報提供料2」は廃止されました。

また、これに伴い、薬局における薬剤情報提供は薬剤手帳によるものとして限定され、調剤報酬点数表における「薬剤情報提供料1」は「薬剤情報提供料」に名称変更するとともに、点数の見直しが行われました(17点→15点)。ただし、月4回までという算定上限に関する考え方については、変更はありません。

Q4 薬歴関係については、どのように変更されたのですか。

A4 かかりつけ薬局機能の適正な推進を図る観点から、薬剤情報提供料の見直しと合わせて、薬局における管理・指導の目的がより明確になるよう、点数項目の組み替えが行われました(表4、図4)。

具体的には、管理と指導のそれぞれの業務のあり方、また、その目的をより明確にする必要があることから、従来の「薬剤服用歴管理・指導料」から「薬剤服用歴管理料」へ名称を変更しました。また加算についても「特別指導加算」から「服薬指導加算」へ名称を変更するとともに、それぞれの点数について見直しが図られました。そして、前述の薬剤情報提供料に関する質問の中でも説明していますが、文書による薬剤情報提供(旧：薬剤情報提供料2)は、薬剤服用歴管理料の中の必要な業務の1つとして評価されています。

また、調剤報酬点数表の中で、第2節については「指

表4 薬歴関係の変更点

旧(～2006年3月)		新(2006年4月～)	
薬剤服用歴管理・指導料	17点	薬剤服用歴管理料	22点
特別指導加算	月1回目 28点 月2回目以降 26点	服薬指導加算	22点

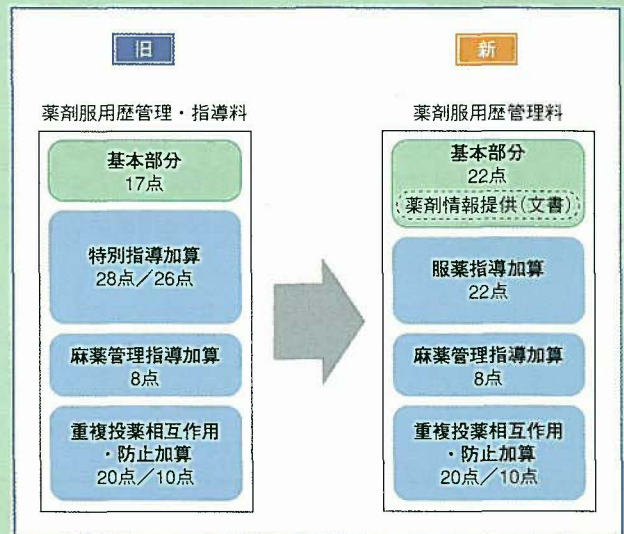


図4 薬剤服用歴管理料の考え方

導管理料」とされていましたが、今回の改定に合わせて「薬学管理料」と名称が変更されています。なお、麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用防止加算については、変更はありません。

Q5 後発医薬品関係については、どのように変更されたのですか。

A5 後発医薬品の使用促進の観点から、後発医薬品に係る指導管理料の見直しのほか、処方せん様式についても変更されました(表5)。

具体的には、これまでの「医薬品品質情報提供料」について、後発医薬品に関する情報提供であることが明らかになるよう「後発医薬品情報提供料」へ名称が変更されました。また、これまでのような溶出性などの品質に関する情報だけでなく、先発医薬品と後発医薬品との薬剤料の差に係る情報についても提供するなど、算定要件の見直しが図られました。ただし、点数(処方せんの受付1回につき10点)については変更ありません。

表5 後発医薬品の使用促進

旧(～2006年3月)		新(2006年4月～)	
医薬品品質情報提供料	10点	後発医薬品情報提供料	10点

一方、処方医側に関するのですが、処方せん様式についても変更されました。具体的には、従来の備考欄の部分に、「後発医薬品への変更可」という欄が設けられ、その箇所に処方医による署名または記名・押印があれば、処方せんを受け付けた保険薬局において、患者との相談のうえで、記載されている医薬品から後発医薬品への変

更が認められます。

そのような指示の処方せんまたは一般名処方の場合には、当該薬局における当該後発医薬品の備蓄一覧などに関する情報を文書により提供したうえで、患者にとって適切な医薬品の選択が行われるよう、薬剤師としての責任ある対応が求められます。

質 問 の 募 集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいま一つ納得できないことはありませんか？
皆さまの疑問に各分野の専門家が答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ① 実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ② 保険調剤・調剤報酬などに関する質問
例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ や、請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。
- ③ 調剤技術などに関する質問
例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。

- 2. 質問は文書で日本薬剤師会『調剤と情報』係まで、ご連絡ください。
- 3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
- 4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
- 5. 質問ならびに回答は無料です。
- 6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌に掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送 付 先

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル
日本薬剤師会 「調剤と情報」事務局
TEL.03 (3353) 1170 FAX.03 (3353) 6270